

平成30年度 第3回
枚方市都市計画審議会

報告案件資料

日 時 平成31年1月22日(火) 午後2時00分～

場 所 市役所別館4階 第3委員会室

— 資 料 目 次 —

○報告案件 1

- ・ 特定生産緑地制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・報 1

○報告案件 2

- ・ 次回予定案件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・報 5

報告案件 1

特定生産緑地制度について

特定生産緑地制度について

1. 趣旨

生産緑地については、市街化区域内における緑地機能及び多目的保留地機能を有する優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として定めております。

しかし、指定から30年が経過すると、生産緑地の所有者は市に対しいつでも買取り申出が可能となり、保全すべき都市農地の存続が所有者の意向に左右されることとなります。

そのため、平成29年6月に生産緑地法が改正され、新たに「特定生産緑地制度」が創設されました。本制度により特定生産緑地に指定された農地等は、引き続き保全されることとなり良好な都市環境の形成が図られることが期待されます。

本市では、生産緑地地区に約91.18ヘクタールが指定（平成31年1月1日時点）されておりますが、そのうち、約85.91ヘクタールが平成4年に指定されています。これらの生産緑地が平成34年には30年が経過することから、特定生産緑地の指定に向けた取り組みとして、所有者等に対して本制度の周知を行うとともに、意向を確認することとしております。

このため、今回、本制度の運用及び手続きを進めるにあたり、制度の内容及び今後の予定について、ご報告するものです。

2. 制度の内容

- ・生産緑地の所有者等の同意を基に、市は当該生産緑地を特定生産緑地として指定が可能。
- ・生産緑地に指定した日から30年が経過する日（以下、「申出基準日」という。）までに市が特定生産緑地を指定する。
- ・特定生産緑地に指定された場合、買取り申出ができる時期は、申出基準日から10年延期される。特定生産緑地指定から10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長が可能。
- ・特定生産緑地に指定された場合、生産緑地地区としての規制及び税制特例措置は引き続き継続される。
- ・申出基準日までに特定生産緑地の指定を行わない場合、それ以降、特定生産緑地に指定不可。

3. 今後の予定

平成31年	1月	生産緑地所有者等への周知（郵送等）
	3月	特定生産緑地制度の説明会（計4回開催）
	4月	申出受付開始
平成33年	12月頃	枚方市都市計画審議会意見聴取
平成34年	8月、11月	特定生産緑地指定

報告案件 2

次回予定案件について

枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業等について

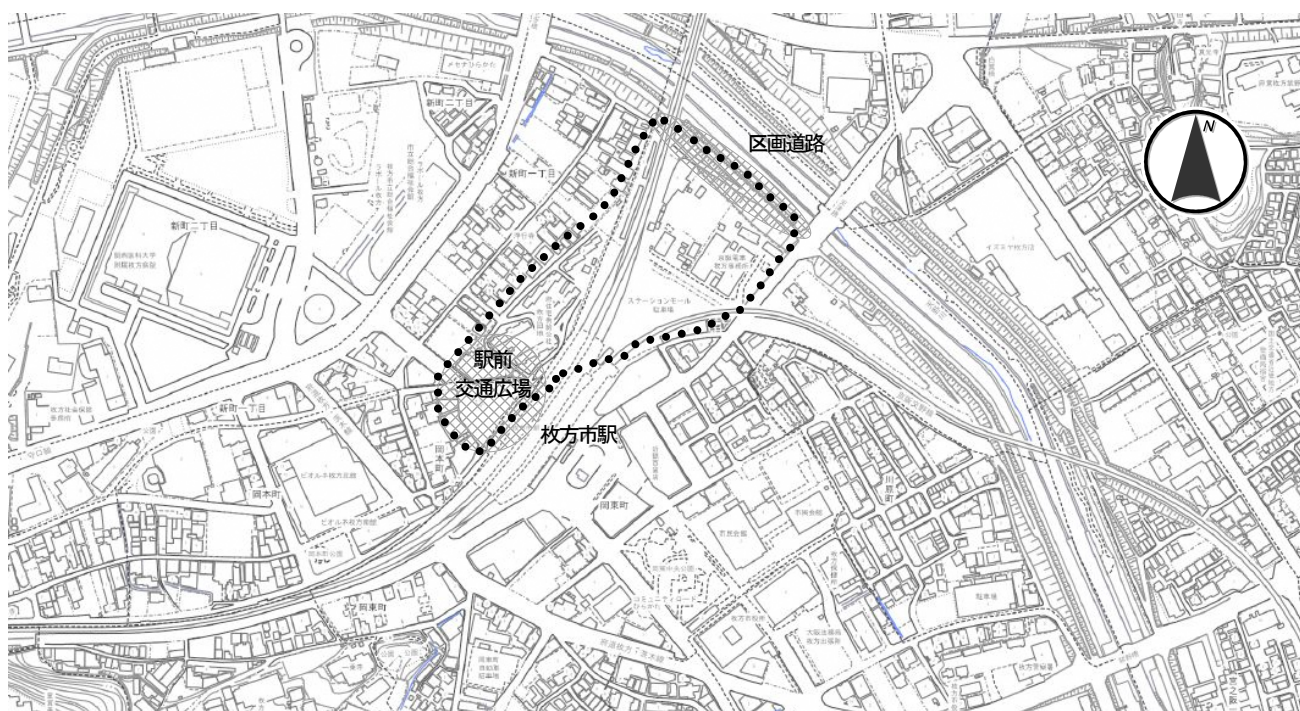
趣 旨


枚方市駅周辺地区は、枚方市都市計画マスタープランにおいて広域中心拠点に位置付けられ、周辺市町を含めた広域都市圏を対象とした都市機能が集積する中心的な拠点を形成する方針が定められている。本地区では、駅前交通広場及び区画道路等の公共施設の整備による交通結節点機能の強化と合わせて、土地の高度利用による多様な都市機能の集積と都市居住の誘導を図るとともに、歩行者回遊動線の形成、防災機能の向上等を総合的に推進することを目的として枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業の決定及び関連都市計画の決定または変更について付議

計画概要

名 称	概 要	決定権者
枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業の決定	面積：約 2.9ha 公共施設：幹線街路（駅前交通広場）、区画道路 等 施設建築物の主要用途：商業、業務、住宅 等	枚方市
関連して決定または変更する都市計画	道路（駅前交通広場）、用途地域、防火地域及び準防火地域、高度地区、地区計画	枚方市
都市再開発の方針の変更	2号地区の指定（※） ※ 特に一体的にかつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区	大阪府

※現在、都市計画の内容について大阪府などの関係機関と協議中



対象予定区域 : 

今後の予定（※ 現在、大阪府と協議中）

平成 31 年 3 月頃	市民説明会の開催・都市計画原案の閲覧
4 月頃	公聴会の開催
5 月頃	都市計画案の縦覧
7 月頃	枚方市都市計画審議会に付議
	大阪府都市計画審議会に付議
）	都市計画の決定・変更の告示